

宮城県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果等について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成25年6月14日

宮城県監査委員 安 藤 俊 威
宮城県監査委員 菅 間 進
宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門
宮城県監査委員 工 藤 鏡 子
記

- 1 監査委員の報告日
平成25年3月28日
- 2 通知のあった日
平成25年5月20日
- 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 大河原県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・ H23年度収入未済額
現年度分 140,836,216円
過年度分 418,627,881円
合 計 559,464,097円
- ・ H22年度収入未済額
現年度分 140,621,211円
過年度分 420,928,048円
合 計 561,549,259円

ロ 措置の内容

○個人県民税

・管内市町との連携を図り、徴収対策の取組を推進していくため、住民税徴収対策会議を2回開催し、具体的な施策等について協議したほか、市町職員を対象に滞納整理事務研修会を開催した。

・市町と県税事務所長の連名による共同催告（2市4町）及び地方税法第48条による直接徴収（2市）を実施したほか、特別徴収の一斉指定に向けた事業所への働きかけなど、市町に対して積極的な支援を実施した。

○個人県民税を除く県税

・督促状等発送後、速やかな財産調査に努め、差押による滞納整理を進めた。特に差し押さえる財産の選択に当たっては、換価性が高い預貯金・給与等の債権を優先的に差し押さえるなど、効果性・即効性にも留意しながら業務を実施した。

(2) 仙台中央県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・ H23年度収入未済額
 - 現年度分 790,824,425円
 - 過年度分 2,863,253,539円
 - 合 計 3,654,077,964円
- ・ H22年度収入未済額
 - 現年度分 1,286,828,322円
 - 過年度分 2,647,866,311円
 - 合 計 3,934,694,633円

ロ 措置の内容

平成24年度県税事務運営及び平成24年度県税滞納額縮減方針に基づき、所の県税事務実施計画を策定し、縮減目標を定め滞納整理に取り組んだ。

主な取組としては、仙台市と住民税徴収確保対策に関する打ち合わせを実施した。

仙台市では、平成24年10月に徴収部門を本庁に集約し、徴収体制を強化した結果、滞納繰越分の収入率が前年度より約8ポイント上昇し、25%を上回る状況である。

その他の税目については、住民税課税状況調査を7月（滞納繰越分）と10月（現年分）に約6千件実施し、勤務先を把握し、給与照会及び給与差押えを行い、特に自動車税の滞納縮減を図った。

その結果、自動車税の収入率は、現年99%、滞納繰越40%以上という県の目標を達成し、特に現年については、過去最高の率となる見込みである。

他の税目についても、早期財産調査により、預金、自動車等の差押えを実施するなど滞納縮減に努めた。以上により、収入未済額は、前年度より約3億円の縮減ができる見込みである。

(3) 保健環境センター

イ 監査委員の報告の内容

行政財産の使用許可に係る使用料において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

- 4月1日に調定すべき電柱敷地等使用料について、翌年2月に調定したもの
 - ・ 件数 2件
 - ・ 調定金額 9,650円

ロ 措置の内容

班全体で相互チェックを行うとともに、定期的な収入調定のリストを作成する等、処理遅延が発生しないよう留意する。

なお、25年度の使用料については、平成25年4月1日付けですでに処理済みである。

(4) 仙台保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金償還金、過誤払返納金及び過年度過払金等返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○生活保護扶助費返還金

・H23年度収入未済額

現年度分	3,400,743円
過年度分	18,192,339円
合 計	21,593,082円

・H22年度収入未済額

現年度分	1,228,822円
過年度分	17,761,393円
合 計	18,990,215円

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・H23年度収入未済額

現年度分	7,063,582円
過年度分	39,889,348円
合 計	46,952,930円

・H22年度収入未済額

現年度分	6,638,827円
過年度分	34,669,813円
合 計	41,308,640円

○過誤払返納金

・H23年度収入未済額

現年度分	114,700円
過年度分	218,868円
合 計	333,568円

・H22年度収入未済額

現年度分	0円
過年度分	218,868円
合 計	218,868円

○過年度過払金等返還金 (母子寡婦福祉資金)

・H23年度収入未済額

現年度分	100,000円
過年度分	225,000円
合 計	325,000円

・H22年度収入未済額

現年度分	0円
過年度分	225,000円
合 計	225,000円

ロ 措置の内容

○生活保護扶助費償還金

生活保護第一班と生活保護第二班と合同で毎月開催している生活保護定例班会議において、収入未済者の一覧表を配布し、収入未済に対する意識を向上させて収入未済の解消に努めていく。各地区担当ケースワーカーが定期的に家庭訪問をして督促や納入指導を行い、必要に応じて町村の窓口で生活保護扶助費を手渡す際に担当ワーカーから納入通知書も併せて渡すなど納入促進を図った。また、新たな返還金が発生しないように被保護世帯の状況を適切に把握し、被保護者に対しては適切な収入申告について指導している。

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

平成23年度から①母子自立支援員の地区担当制を導入し、借受人等との信頼関係を強化する体制を敷き、②担当職員、母子自立支援員による償還指導の困難な滞納ケース検討会

を開催し、情報共有、資質の向上に努めている。

また、平成24年度から一部納付が未納対策に有効であることから訪問督促を強化して一部納付に努めている。

引き続き借受人、連帯借受人に対しては①滞納発生後速やかに督促通知を行うとともに、電話や手紙、訪問などにより継続して償還督促を行い、②償還方法の変更などきめ細かい指導に努め、③貸付時の面接や償還開始時期の到来前に償還意思、償還の履行責任を確認している。連帯保証人については、滞納状況を連絡し、借受人への納入履行の協力や連帯保証人への償還請求を行っている。

○過誤払返納金

特別障害者手当1件に係る返納金である。返納者本人が死亡したことから、扶養義務者に対し、家庭訪問や電話催告、文書催告を行い納入について指導を行っている。今後も訪問等を行い、返納を求めて行く。

受給者の死亡や転出等により支給した生活保護費に過給が生じたために、返還金が生じたものである。文書による催告を実施し、返還の指導を行った。今後も催告を継続して返還を図る。

○過年度過払金等返還金

この返還金は母子寡婦福祉資金の転宅資金1件、修学資金1件に係る返還金である。

平成23年度現年度分の転宅資金100,000円は、一部納付により平成24年度中（4月4万円、6月4万円、9月2万円）に償還が完了した。

平成23年度過年度分の修学資金225,000円は、滞納発生後継続して電話や訪問等による償還督促を行ってきた。また、連帯保証人については借受人の母親がなっていたが平成23年3月に死亡し、連帯保証人への償還請求ができない状況となった。

借受人には生活基盤の確立を指導しながら、経済状態に応じて納入金額を調整できる一部納付制度を説明するなど収納促進を図っていく。

(5) 大河原地方振興事務所

イ 監査委員の報告の内容

補助金において、対象外の事業に交付しているものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

- ・事業名 市町村振興総合補助金(園芸特産重点強化整備事業)
- ・事業費 531,300円
- ・補助金額 168,000円

ロ 措置の内容

市町及び県の担当者が補助事業の適正な執行を確保できるように、審査項目を具体的に記したチェックリスト及び事業毎に事業要件等をまとめた資料を作成し、複数の所属で確認、審査できるよう対策を講じた。

(6) 北部地方振興事務所栗原地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

農業改良資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

- ・H23年度収入未済額

現年度分	1,435,000円
過年度分	10,045,000円
合 計	11,480,000円

・H22年度収入未済額

現年度分	1,435,000円
過年度分	8,610,000円
合計	10,045,000円

ロ 措置の内容

農業改良資金貸付金償還金の収入未済については、電話催告や訪宅・面談等の実施により、債務者の生活状況等を把握しながら、早期完済に向け納付指導を行っている。

今後も引き続き、債務者の生活状況を確認しながら、納付指導を行うとともに、担保物件の強制執行も視野に入れ、任意売却による分割納付等も強く促し、適切な債権管理に努める。

(7) 東部地方振興事務所

イ 監査委員の報告の内容

工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

工事請負契約の一般競争入札総合評価落札方式（特別簡易型）による競争入札について、被災者等雇用実績に係る申請書類の確認を誤っていたもの

- ・桃ノ浦漁港用地嵩上工事
- ・女川漁港用地嵩上工事
- ・石巻漁港用地嵩上（その2）工事

ロ 措置の内容

「総合評価落札方式（簡易型・標準型）の手引き」等マニュアルを遵守し、審査・確認することを徹底するとともに、複数の職員による審査体制を整備し、錯誤の再発防止を図った。

(8) 仙台土木事務所

イ 監査委員の報告の内容

工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

工事請負契約の一般競争入札総合評価落札方式（特別簡易型）による競争入札について、被災者等雇用実績に係る申請書類の確認を誤っていたもの

- ・仙台川河川災害復旧工事
- ・五間堀川河川災害復旧工事

ロ 措置の内容

説明会・研修会へ積極的に出席するなど入札契約制度の正確な理解とそれに基づく実施を図った。

総合評価落札方式に伴う評価確認部会について、従前は3名（技術職3名）で実施していたが、5名（技術職4名・事務職1名）に拡充した。

(9) 東部土木事務所登米地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

工事請負契約の一般競争入札総合評価落札方式（特別簡易型）による競争入札について、被災者等雇用実績に係る申請書類の確認を誤っていたもの

- ・荒川河川災害復旧工事

ロ 措置の内容

錯誤判明後直ちに班長会議を開催し、事案の内容と発生原因について周知を図るとともに、再発防止に向け、総合評価落札方式の審査に関する注意喚起とマニュアル等の厳密な適用の徹底及びチェック体制の再確認を行った。